

速報!

判例ナビ

☆今月の事例☆ 完全子会社が親会社に対して貸金債権を譲渡した 場合における過払金返還債務の承継の有無 (最二小判平24.6.29)



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 大槻健介

🔑 1st Step 事案の概要

貸金業者であるYは、平成19年6月、グループの一部再編を目的として、完全子会社であるAの貸金業を廃止することとし、Aの顧客のうち、一部の者とYとの間で新たに基本契約を締結し、Yからの借入金によりAに対する残債務を完済させ、以後、Yとの間で継続的な金銭消費貸借取引を行うという、いわゆる契約の切替えをすることとした。しかし、Aの顧客であったX（消費者ローン債務者）とYとの間では、基本契約は締結されなかった。同年10月、Yは、Aから、契約の切替えをしなかった顧客（Xを含む）に係る貸付債権の債権譲渡を受けた。その後、Xが、Aのもとで発生済みの過払金返還債務をYが承継したと主張して、Yに対しその返済等を求めたのが本事案である。

原審（東京高判平23.11.9）は、YはAのもとで発生済みの過払金返還債務を承継したものは認められないとして、当該部分についてXの請求を棄却したため、Xが上告受理申立てをした。

🔑 2nd Step 判旨

上告棄却。本判決は、「譲渡業者の有する資産のうち何が譲渡の対象であるかは、上記合意の内容いかんによるというべきであり、借主と譲渡業者との間の金銭消費貸借取引に係る契約上の地位が譲渡業者に当然に移転するものではなく、また、譲渡業者が上記金銭消費貸借取引に係る過払金返還債務を当然に承継するものでもない」と、近時の最高裁判例と同様の考え方を示したうえで、AY間の債権譲渡契約には、「契約上の地位の移転や過払金等返還債務の当然承継を定める条項はない」から、AからYに対する債権譲渡により、YがAから契約上の地位の移転や過払金等返還債務の承継を受けたとはいえないと判示した。

なお、Yとの間で契約の切替えをしたAの顧客については、Yが、当該顧客との間で、Aのもとで発生済みの過払金返還債務を引き受けることを合意し

ていたものとみるべきである、との判断が示されていた（最二小判平23.9.30）。しかしながら、本判決は、Xが契約の切替えをしていなかったことに着目して、「上告人（注：X）の意思を考慮することなくAと被上告人（注：Y）との間で本件譲渡がされたにすぎない本件」と、上記最二小判平23.9.30とは、「事案を異にすることが明らかである」と判示し、Aのもとで生じた過払金返還債務の承継を認めないという、異なった結論を導いた。

🔑 3rd Step 実務の視点

貸金業者が貸金債権を譲渡した場合に、譲渡業者が譲渡業者の過払金返還債務も承継するかについては、従来、貸金債権と過払金返還債務とは表裏一体の関係にあるなどとして、当然にその承継を肯定する見解や下級審裁判例もみられた。

しかしながら、最三小判平23.3.22および最二小判平23.7.8は、「譲渡業者の有する資産のうち何が譲渡の対象であるかは、上記合意の内容いかんによる」旨を示し、貸金債権の譲渡業者が過払金返還債務を当然に承継するわけではないことを明らかにした。本判決は、このような近時の最高裁判例の考え方を踏襲して、貸金業者Yが子会社再編を目的として完全子会社であるAの顧客Xに対する貸金債権の譲渡を受けた場合も、契約上の地位の移転や過払金等返還債務の当然承継を定める条項が債権譲渡契約に存在しない以上は、Yが過払金返還債務を承継したとはいえないと判示した。本判決を含む一連の最高裁判例により、貸金債権の譲渡に伴う契約上の地位や過払金返還債務の承継が認められるためには、その旨の合意の存在が立証される必要がある、という考え方が確立したといえよう。この考え方は、貸金債権の譲渡の場合だけではなく、貸金事業を事業譲渡する場合にも、同様にあてはまるものと思われる。今後は、下級審においても、これらの最高裁判例の考え方に基づく判断が行われるものと予測され、本判決は、実務上、重要な意義を有する。